

地域の会第161回定例会 資料

平成28年11月2日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（10月5日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：委員ご質問への回答

前回定例会（10月5日）以降の原子力規制庁の動き

平成28年11月2日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

- 10月5日 第35回定例会
 - ・環境放射線モニタリング技術検討チームの設置について
- 10月12日 第36回定例会
 - ・平成28年度第1四半期における専決処理について
- 10月19日 第37回定例会
 - ・仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査の状況等について
- 10月26日 第40回定例会
 - ・発電用原子炉施設に対する降下火砕物の影響評価について
- 11月2日 第41回定例会
 - ・平成28年度第2四半期の保安検査の実施状況について

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

- 10月5日
 - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（454、455）
 - ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
- 10月6日
 - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（456、457）
- 10月7日
 - ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（93）
 - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（458）
- 10月11日
 - ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（459）
- 10月12日
 - ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（94）
- 10月13日
 - ・第408回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（耐震設計の論点に係る整理表等）
 - ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（95）
- 10月14日
 - ・新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について
- 10月27日
 - ・第411回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（荒浜側防潮堤を自主設備とすることによる審査への影響について等）

【規制法令及び通達に係る文書】

- 10月5日
 - ・柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請変更届出書を受理
- 10月13日
 - ・柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災資機材現況届出書を受理
- 10月28日
 - ・柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請書を受理

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請変更届出書を受理
- 10月31日 ・ 仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査に関する報告書を受領（8月24日付指示）

【被規制者との面談】

- 10月21日 ・ 東京電力ホールディングス株式会社の保安規定変更認可等の申請について
- 10月24日 ・ 志賀原子力発電所における原子炉建屋内への雨水流入に係る対応について

【柏崎刈羽原子力規制事務所】

- 10月24日 ・ 7号機の安全確保上重要な行為（燃料移動）に係る保安検査を実施し、原子炉から使用済み燃料プールへの燃料移動が完了したことを確認。

【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」（<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/>）にて発表している。
直近の主な更新情報は下記のとおり。

- ① 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量
＜平成28年11月1日版＞（平成28年10月31日測定分）
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/12000/11559/24/192_201601031_20161101.pdf
- ② 福島第一原子力発電所近傍の海水の放射能濃度
＜平成28年11月1日版＞（試料採取日：平成28年10月30日）
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/12000/11558/24/278_1_20161101.pdf

以 上

柏崎刈羽原子力発電所における保安規定違反について

◆ 質問

- ①保安規定違反とはどのように分類されているのか
- ②それぞれの違反に対するペナルティーはあるのか
- ③柏崎刈羽における過去に発生した違反の件数は何件か

◆ 回答

- ①違反の分類について（平成20年度から適用）

保安規定違反は現在違反1、2、3及び監視の4つに分類されています。4つの分類は、「原子炉の安全機能」「放射線被ばく」「品質保証」の3つの観点から原子力安全に及ぼす影響度や実際に原子力安全に及ぼした影響の程度を総合的に勘案して判定します。例えば、保安規定に違反した結果、重要度分類指針においてクラス1に分類される安全系設備（原子炉格納容器や非常用炉心冷却系設備等）が担保すべき機能を喪失した場合、放射線業務従事者の実効線量の法令限度を超えた場合、品質マネジメントシステムが機能せず原子力安全に影響を及ぼすと判断されるなどの事例が確認された場合には、違反1の分類に該当します。

柏崎刈羽原子力発電所では昨年不適切なケーブル敷設が確認されましたが、これは保安規定で求めている品質保証活動（調達、施工等の管理）が不十分だった結果、安全系設備のケーブルに非安全系設備のケーブルが混在していた事象であり、火災等の発生によって安全系設備に影響を及ぼす可能性があり、重要度分類指針においてクラス1に分類される安全機能の健全性が担保されていなかったことから「違反1または違反2」と判定し、実際に原子力安全に与えた影響の程度として、現在はプラントが停止中であること、過去のプラント運転中にも一部のケーブルで不適切な状態があったがプラントの安全に影響を及ぼした事実は確認されなかったことを総合的に勘案し、最終的に「違反2」と判定しています。

- ②違反に対するペナルティー

事業者には課せられている保安規定の遵守義務違反に対する「ペナルティー」としては、最も重いもので「1年以内の原子炉の停止又は設置許可の取消し」という核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく処分があります。

保安規定遵守義務違反に伴うペナルティーを科した例としては、平成14年に福島第一原子力発電所の格納容器漏えい率検査に係る不正問題が明らかに

なり1年間の運転停止を命じたことがあります。

違反1～違反3の場合は、保安検査期間を延長し、該当する保安規定違反件名に対する追加保安検査を行います。柏崎のケーブル敷設問題でも、昨年度第4回保安検査において、検査期間を1週間延長して検査を実施していません。

監視の場合は、事業者が実施する是正や再発防止対策の状況等を事務所が保安検査等で確認することとしています。

③柏崎刈羽における過去に発生した保安規定違反の件数及び件名

【違反1】：0件

【違反2】：4件

- ・ 6号機の制御駆動機構と制御棒の結合不良
- ・ 5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守
- ・ 計測制御設備の保守管理不備
- ・ ケーブルの不適切な敷設

【違反3】：1件

- ・ 放射性液体廃棄物を非放射性液体廃棄物処理系排水管へ誤接続し放出

【監視】：8件

- ・ 1号機原子炉冷却材浄化系ポンプ室内における原子炉冷却材の漏えい
- ・ 7号機直流電源（B）故障対応時の運転上の制限逸脱判断の遅延
- ・ 1号機使用済燃料払出に伴う燃料管理記録の未保存
- ・ 協力企業従業員に係る保安教育実施計画の変更手続き不備
- ・ 5号機非常用ガス処理系放射線モニタバックグラウンドレベル設定誤り
- ・ 低レベル放射性廃棄物（濃縮廃液分析試料）の誤廃棄
- ・ 5号機の設計管理における不備
- ・ 設備工事に係る設計管理の不備

以上